

## 令和7年度大磯町下水道事業会計補正予算（第1号）

## (総則)

第1条 令和7年度大磯町の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

## (収益的収入及び支出)

第2条 令和7年度大磯町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 下水道事業収益	1,083,355 千円	1,871 千円	1,085,226 千円
第1項 営業収益	445,474 千円	319 千円	445,793 千円
第2項 営業外収益	637,881 千円	1,552 千円	639,433 千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	1,004,480 千円	1,871 千円	1,006,351 千円
第1項 営業費用	877,446 千円	1,871 千円	879,317 千円

## (資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	1,417,207 千円	1,683 千円	1,418,890 千円
第4項 補助金	418,795 千円	1,683 千円	420,478 千円
	支 出		
第1款 資本的支出	1,820,536 千円	1,683 千円	1,822,219 千円
第1項 建設改良費	1,306,300 千円	1,683 千円	1,307,983 千円

## (議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費を「67,538 千円」から「71,092 千円」に改める。

## (他会計からの補助金)

第5条 予算第10条に定めた他会計からの補助金を「309,267 千円」から「312,502 千円」に改める。

令和7年11月28日提出

大磯町長 池田 東一郎